

延岡市地域福祉計画

誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会の実現

～ 市民一人ひとりが地域福祉の担い手に～



平成18年3月
延岡市



はじめに

21世紀になり、時代は少子高齢化が進展し、分権型社会の実現に向けた流れが加速してきたため、地方自治体には、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりが求められています。この時代にあって、安心して健やかに暮らせるまちを目指した地域福祉の充実、温もりのある社会の実現に欠かせない大切な要素です。

私たちは、子どもからお年寄りまで、誰もが住み慣れた家庭や地域で、お互いに助け合いながら生活することを願っています。いきいきと自分らしい生活を送るためには、福祉サービスを必要としている人が、それぞれの状況に応じたサービスを利用できる環境を整えることやさまざまな人が暮らす地域社会において、互いに助け合い、支え合いながら、温かい人間関係を築いていくことが望まれています。

そこで、本市では市民の皆さまの参加と協力を得て「誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会の実現 ～市民一人ひとりが地域福祉の担い手に～」を理念に掲げ、地域福祉計画を策定しました。今後、この計画を基本的指針として、市民の皆さまの参加・参画を得ながら、福祉課題の解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。「自分たちの暮らす地域をより良くしたい」という思いを結集し、市民や関係団体の皆さま、そして行政とが協働し、この理念のために着実に歩んでまいります。

最後に、この計画の策定にご尽力いただきました、延岡市地域福祉懇話会の委員の皆さまをはじめ、数多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまに心から感謝いたします。

平成18年3月

延岡市長 首藤正治

目 次

第1章 地域福祉とは	
第1節 そもそも「社会福祉」とは	1
第2節 「地域福祉」とは	4
第2章 計画策定の背景と必要性 ～今、なぜ地域福祉なのか～	
第1節 地域社会の変化	7
第2節 社会福祉基礎構造改革と社会福祉法の成立	7
第3節 地域福祉推進の必要性	9
第3章 計画の策定に際して	
第1節 計画の策定を通じて何をめざすのか	10
第2節 計画策定の原則	11
第3節 計画の位置づけと性格	13
第4節 計画期間	14
第4章 本市における地域福祉を取り巻く課題	
第1節 本市の統計的概要	15
第2節 地域福祉懇談会等で出された課題のまとめ	20
第5章 計画の基本理念と基本目標	
第1節 基本理念	22
第2節 基本目標	22
第6章 施策の展開	
第1節 施策の体系	23
第2節 重点課題と施策の方向性	25
第7章 計画の推進に向けて	
第1節 市民・事業者・行政の協働による計画の推進	43
第2節 社会福祉協議会との連携による施策の推進	43
第3節 保健福祉分野別計画の推進	44
第4節 計画の進行管理	44
資 料	45

第1章 地域福祉とは

第1節 そもそも「社会福祉」とは

社会福祉とは、個人が自らの努力だけでは自立した生活が困難となった場合に、その自立に向けて、社会が連帯して支援を行うための制度や援助活動のことです。

かつての村落共同体（地域）内においては、農業の営みそのものが田植から稲刈りにいたるまで、地域内の住民による共同作業で営まれていました。地域内で病気により生産に従事することができない人がいるような場合には、看病や生産活動の代替などを地域で共同してその人の生活を支えるような風習や仕組みがありました。子育てについても、地域で共同して行うような営みがありました。

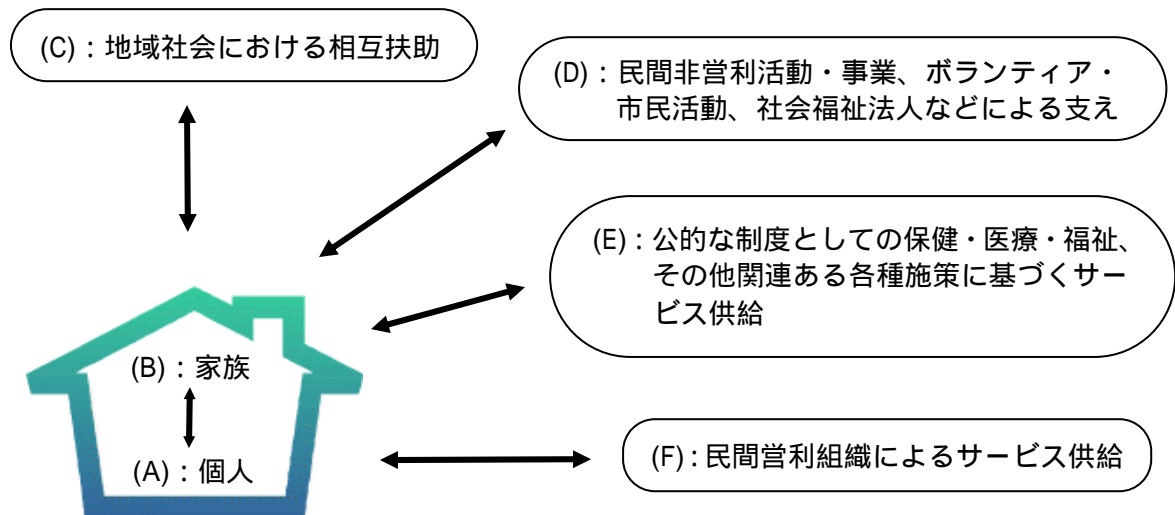
こうした地域での相互扶助は、工業化し都市化した現代社会では弱くなってきた、もしくは喪失してしまったとも言われます。しかし、自治会、高齢者クラブや子ども会などの活動を通じて、市民が相互に支え合う組織や活動が維持されている場合もありますし、ボランティア活動（たとえば、子育てをお互いに支え合う子育てサークル活動やひとり暮らし高齢者宅への友愛訪問活動など）というかたちで展開している場合もあります。

わが国において、社会福祉が本格的に展開するようになるのは第二次世界大戦後のことです。憲法第25条では、すべての国民は「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことが権利として定められ（このことを「生存権」といいます。）国や地方自治体には「社会福祉」等の向上・増進を通じてその保障義務があることが明記されました。生活保護法は、この憲法の規定を受けて国民が経済的に生活に困窮した場合に支援するための法律です。また児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法は、対象者ごとに支援することを定めた法律です。この六つの法律を合わせて「福祉六法」といいます。

社会福祉は、社会の工業化、都市化、核家族化などの社会変動の過程で弱くなってきた家族内での子育てや介護の機能、あるいは地域での住民間での支え合いを補完する、あるいは代替するような意味もあります。

では、社会福祉の担い手（主体）は、だれでしょうか？
図1を見てください。

図1 福祉課題への対応の基本構造



福祉課題を抱えた人(A)（たとえば、介護や保育が必要な状態にある人）に対し
ては、まずは家族(B)の対応があります。また、家族全体が経済的に困っている場
合などもありますが、こうした場合でもまずは家族内での対応が想定できます。

さらには、地域内での相互扶助(C)や民間の非営利活動組織（NPO）あるいは
市民活動など(D)によるさまざまな活動により支えられることもあります。

そして、行政が主体となる公的な制度があります(E)。公的な制度では、福祉六
法だけではなく、地域保健法や母子保健法、老人保健法や介護保険法、児童虐待の
防止等に関する法律など、広く社会保障関連の法・制度を含め、実にさまざまな法・
制度が整備されています。社会福祉＝行政施策というイメージをもつ人が多いのも、
こうした生活を支えるさまざまな制度が整備されてきたからです。

しかし、この(E)の役割が重要ではあるものの、社会福祉が行政施策のことのみに
いうのではないことを確認しておく必要があります。

最後に、民間営利組織によるサービス供給(F)です。意外に思われる人もいるか

かもしれませんが、ホームヘルプサービスとは別に家政婦さんを雇っている場合や、高額な契約金や経費のかかる有料老人ホームなどのように、福祉課題を解決するために、商品やサービスを購入することで対応している場合もあるのです。

以上みてきたように、生活上の課題を解決する主体は実に多様です。しかも、福祉課題を抱える本人(A)やその家族(B)も、単なる課題を抱えている対象者だというのではなく、活動の担い手である場合もあります。

たとえば障害をもつ人たちが中心となって、当事者間での支え合いや同じ課題を抱える仲間へのピアカウンセリング（ピアは仲間の意味）などの活動をしている場合があります。あるいは認知症高齢者を抱える家族の会の活動など、福祉課題を抱える本人や家族自身も、サービス提供や活動の主体になり得るといった側面があることも、社会福祉の大きな特徴です。

ピアカウンセリング

同じ課題・不安を共有している当事者自身がカウンセラーとなって、同じような立場や状況にある人に対して相談援助活動を行うことをいう。

次に、社会福祉は何を行うのかということですが、直接的には各種のサービス提供や支え合いの活動、あるいは金銭の給付などを行います。そうしたサービスや活動の目的は、福祉課題を抱える人の生活を支え、自立を支援していくことです。

ここでいう自立とは、食事、排せつ、入浴などの日常生活動作（ADL）面での自立や経済的な自立などを前提としたいわゆる「自活」生活を意味するものではありません。むしろ日常生活動作や就労することに制約があっても、さまざまな社会資源を積極的に活用することで、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを意味します。

また、エンパワーメントという観点も重要です。エンパワーメントとは、福祉サービスの利用者が、単なるサービスの受け手ではなく、さまざまなサービス資源や支援を利用して、生きていく力を取り戻していくという考え方や方法です。障害があることや老いることで、弱められている個人や家族の主体性や自立性を回復し、高めていくことが重要視されてきているのです。

障害のある人への偏見や差別をなくしていくことはもちろんのこと、社会福祉を必要としている人などを「社会的弱者」などと表現することについても、その表現だけでなく、そのような捉え方そのものについて変えていく必要があるといえます。

第2節 「地域福祉」とは

第1節での社会福祉の考え方を踏まえて、次に地域福祉について考えます。

まず、地域福祉でいう「地域」についてですが、平成12年の社会福祉法の改正では、市町村が「地域福祉計画」を策定することになっています。一概に市町村とはいっても、人口が百万人を越える政令指定都市から人口数百人の村まで、その規模には大きな幅があります。しかし、ともかく市町村単位で地域福祉を考えるということです。

では、「市町村における社会福祉」のことを地域福祉というのでしょうか。確かに、改正後の社会福祉法第1条では「地域における社会福祉」のことを「地域福祉」というとされています。ですから、地域福祉が一定の地理的な圏域における社会福祉のことを指していることは確かです。

しかし、地域福祉という場合には、もう少し別の意味がこめられています。そこで、地域福祉を定義づけるとすれば、次のようになります。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきとした生活が送れるよう、地域住民や福祉サービスを提供する団体、ボランティア、行政などが協力し合い、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら、“共に生き、支え合う地域社会”を実現しようとすることです。

この定義からも、ネットワーク化や協働の観点が不可欠です。また、地域福祉は地方自治や市民自治を根本的な要件としながら、同時に地域福祉の実践を通じて、そうした自治性を高めていくものであるといえます。

こうしたことを踏まえると、地域福祉という概念はある種の実態を示しているというよりは、これから「創っていくもの」という将来に向かっての目標を含む概念であるといえます。

そして、その場合の主役は「市民自身」です。これは、現代社会においては社会福祉が制度化され、社会福祉を推進し、提供する責任の主体が行政であるという側面が強くなってきていることに対して、行政の責任も踏まえつつ、改めて市民が主人公であることを確認しているのです。しかし、誤解を避けなければならないのは、決して「安上がり」や「行政責任の回避」といった考え方で市民参加や住民自治を

とらえてはならないということです。

まず、個人、市民の生活があって、家族や地域社会があり、地方自治体があるというように、個人や家族、地域社会を行政がサポートするという原理は、補完性原理として近年強調されてきています。

地域福祉は、こうした抽象性の高い概念を、市民が抱えるさまざまな生活課題の解決を図っていく、あるいは予防していくような営みを通じて、単なる福祉サービスの提供という枠組みではなく、「地域の福祉力」を高めていくという過程を通じて、市民の自治性も高め、「新しい質の地域社会」を創っていくものであるといえます。まさに、本市の歴史や風土、あるいは文化や地域性に根ざした「地方自治」を確立していくための営みであるといえます。

地域の福祉力

簡潔に定義づけることが難しい概念ですが、たとえば、市民が地域における生活課題に気づき、相互支援力や問題解決能力を高めていくこと、あるいは、そうしたことが可能となるような仕組みを創り出していくこと。

このように、地域福祉は市民の参加・参画抜きには成り立たない概念であり実践であるといえます。その場合、各機関や施設、団体、組織間の「ネットワーク」が欠かせません。また、行政の各セクションのネットワークも必要です。それは単なる連携というよりは「協働(パートナーシップ)」であるといえます。協働とは「それぞれの主体性・自発性のもとに、共通の領域において、互いの特性を認識・尊重しあいながら、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて協力・協調すること」です。

市民と行政、あるいは市民とNPOでというように、さまざまな主体が相互に協働しながら、「新しい質の地域社会の創造」を目指す実践が地域福祉なのです。

それでは、私たちは、この地域福祉をどのようにとらえ行動していく必要があるのでしょうか。

地域福祉は、地域の一部の人たちが限られた人に対して行う活動ではありません。何も特別なことではないのです。大切なのは、地域住民の一人ひとりが、それぞれの人の生き方を尊重しながら「助ける人」と「助けられる人」という一方的な関係ではなく、「持ちつ持たれつ」、「おたがいさま」という対等な相互の関係を地域の

中に少しずつ広げていくことなのです。

そして今、私たちに求められているのは、地域の中で“話し合うこと”“小さな行動を起こすこと”だと思います。

では、小さな行動を起こすためには・・・

日々の暮らしの中で、わずかな時間でいいのです。まず、私たちが住む地域のことを考える時間を作っていきましょう。

その時間の中で、暮らしていて気になっていることや地域の生活課題をいくつか思い浮かべてほしいのです。

「隣にひとり暮らしの高齢者が住んでいるけど、あまり話したことがないなあ」

「うちのお父さんが地域でボランティアをしたいと言ってたけど、どこに申し込めばいいんだろう？」

「お年寄りの介護や子育てに悩んでいる人が多いって聞いたけど、身近な所に相談するところがあるのかな」

など、いろいろ出てくるのではないかと思います。

そして、これらの課題をさまざまな機会を利用して、家族や近所の人、あるいは同じ地域に住む友人やサークルなどの仲間たちに、投げかけてみましょう。

でも、これには少し勇気がいるかもしれません。ですから、最初は家族や親しい友人に投げかけてみてはいかがでしょうか。

そうすることによって、話し合いが始まり・・・

「その問題なら、今すぐ解決できるよ」

「地域の団体やサークルに呼びかけて、もう少し時間をかけて話し合えば何とかなるよ」

「それは、私たちでは解決できないから、市役所に相談しよう」

など、解決方法やその糸口を見つけることができますし、地域の中で小さな行動を起こすきっかけにもなります。

「お隣に声かけしてみよう！」

「ボランティアセンターに行ってみよう！」など

話し合いと小さな行動が地域の中に積み重なっていくと、「持ちつ持たれつ」、「おたがいさま」は次第にその裾野を広げ、やがては揺ぎ無いものになっていくでしょう。

地域福祉・・・すべては、私たち一人ひとりの意志と参加から始まります

第2章 計画策定の背景と必要性 ~今、なぜ地域福祉なのか~

第1節 地域社会の変化

平均寿命の伸びや出生率の低下などに伴い、わが国の人口構造の少子高齢化は急速に進んでいます。本市においても、65歳以上の高齢者の人口は、平成16年10月1日現在で31,078人（旧北方町・旧北浦町含む）総人口に占める割合も23.6%に達しており、人口、割合とも過去最高となりました。また、14歳以下の年少人口は、19,932人（旧北方町・旧北浦町含む）総人口に占める割合は15.1%になっており、今後も少子高齢化の傾向が続くと予想されています。

このような少子高齢化に加え、核家族化の進行や男女共同参画の進展、市民の価値観の変化などに伴い、従来の多世代が同居する大家族の中で行われてきた家庭での養育や介護のありようも変わってきているのと同時に、地域での人と人とのつながりが希薄化し、かつての伝統的な地縁、血縁で結ばれた地域社会においては、当然のこととして行われてきた相互扶助機能も低下しているといわれています。

さらに、バブル経済崩壊による成長型社会の終えん、そして近年の経済不況がこれに追い打ちをかけ、地域における生活環境にもさまざまな影響を及ぼし、青少年や中高年の生活不安やストレスを増大させました。

しかし一方で、阪神淡路大震災を契機にボランティアやNPOの活動が飛躍的に増大し、これまでの枠組みにとらわれない活動が生まれ、社会的にもその役割が注目されるようになりました。

こうした社会状況の中で、行政の役割は極めて重要となってくると同時に、地域住民がお互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことの意義が大きくなってきました。

第2節 社会福祉基礎構造改革と社会福祉法の成立

社会福祉制度は、戦後間もない時期における生活困窮者の保護・救済を目的として出発し、その後の経済成長とともに発展してきました。そして、昭和26年の社会福祉事業法制定以後の50数年間、その基本的な枠組みに変更が加えられることがありませんでした。

しかし、前述のような地域社会の変化に伴い、増大・多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通な基盤的制度的見直しが行われることになりました。これが「社会福祉基礎構造改革」です。

この改革では、従来のような限られた人の保護・救済にとどまらず、生活上のさまざまな問題から、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなる場合において、社会連帯の考え方に立った支援を行い、「ノーマライゼーション」の精神である個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することが、これからの社会福祉の目的であるとして、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進などを柱として改革が行われました。

ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者に関わらずあらゆる人が共に住み、共に生活できるような社会を築くことであり、現代の社会福祉において、最も重要な基本理念であるといえる。

そしてこの改革の中で、平成 12 年 6 月に社会福祉事業法が改正・改称され「社会福祉法」が制定されました。この法律改正は、単なる名称変更ではなく、その内容も従来の社会福祉事業（サービス事業者）に関する規定を中心としたものから、福祉サービス利用者を中心としたものに転換するものとなっています。そしてあらたに、社会福祉法第 4 条に「地域福祉の推進」を基本理念のひとつとして明確に位置づけ、この地域福祉を計画的に推進していくため「地域福祉計画」の条文が加えられるなど、地域福祉を機軸とするこれからの社会福祉の方向が示されました。それだけに、各市町村は地域福祉計画の策定を含め、地域福祉を推進していくための取り組みを回避することはできない状況になったといえます。

地域福祉の推進

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

市町村地域福祉計画

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第 3 節 地域福祉推進の必要性

本市も、少子高齢化や核家族化は確実に進んでおり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などは、今後ますます増えていくことが予想されます。しかし、そうした人たちが日常生活の不安や心配ごとを抱えた時に、気軽に相談できる相手や仲間がいなかったとしたらどうなるのでしょうか。

地域には、障害のある人ない人、性別、国籍、文化や年齢の違う人などさまざまな人が暮らしています。「地域福祉」は、そうした一人ひとりがすべて地域社会の構成員であることを認め合い、地域での人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくっていくことです。

このためには、まずは地域住民が「自分たちの住んでいる地域をもっとよくしていきたい」、「自分たちでできることはないか」という意識をもち、地域住民の主体的な参加による支え合う仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、地域福祉では、こうした住民相互の支え合う仕組みと合わせて、公的な福祉サービスが効果的に連携していくことが不可欠です。

福祉サービスの利用も、介護保険制度や障害のある人の支援費制度の導入により、行政による「措置制度」から、利用者が事業者と対等な関係に基づき、サービスを選択する「利用制度」に変わりました。このため、利用者が自分に適したサービスを選択できるような情報提供や相談体制の充実、さらに認知症高齢者など判断能力の低い人へのサービス利用の支援が必要になっています。

こうした地域住民の助け合いと、制度化された福祉サービスを一体的に展開して、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、本市では地域福祉計画を策定し、地域福祉の積極的な推進を図っていきます。

第3章 計画の策定に際して

第1節 計画の策定を通じて何をめざすのか

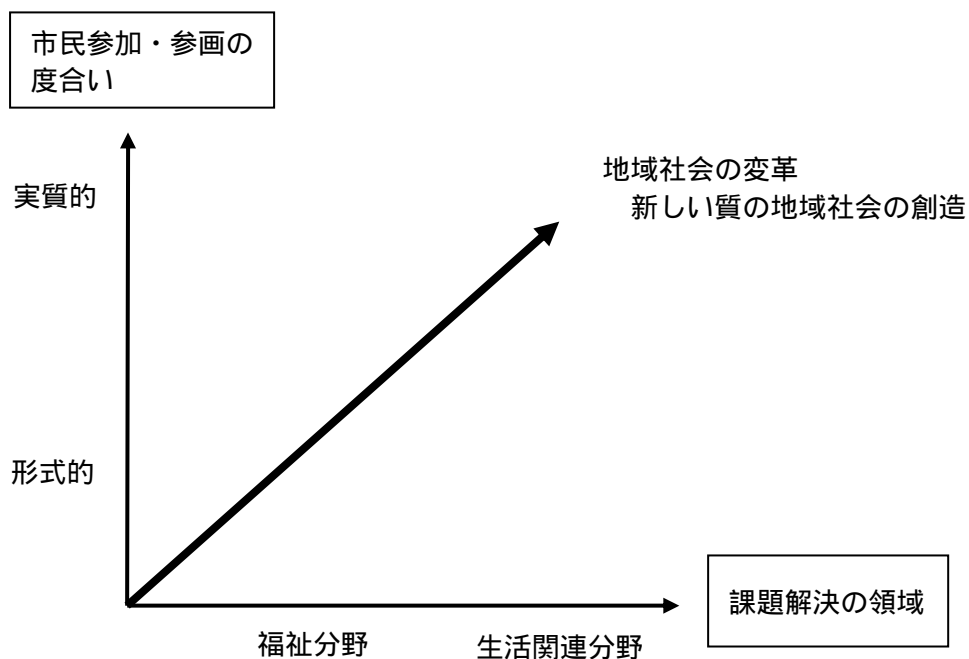
計画策定過程で明らかとなった地域における市民の福祉課題の緩和・解決を図ることは、計画を策定する以上当然のことであるといえます。

それに加えて、本市の計画策定においては、市民の参加・参画による計画策定過程を重視し、地域における生活課題の把握やその解決の方向について、市民と共に検討を重ねていく姿勢を大切にしたいと考えています。

さらに、地域福祉の概念を踏まえれば、計画の策定過程を通じて、あるいは計画の実施過程を通じて、現状の福祉分野の縦割り構造の変革や地域の福祉力を高めていくような福祉コミュニティづくり、あるいは「新しい質の地域社会の創造」といったことも視野に入れ、そうした方向で実践してこそ、計画を策定することの意義があるといえます。

以上のことを図示すれば、次の「地域福祉計画づくりの目標」のようになります。

図2 地域福祉計画づくりの目標



タテ軸は「市民参加・参画の度合い」を示します。形式的な参加に留まるのか、実質的な参加を実現していくことができるのかということが問われてきます。

ヨコ軸は「課題解決の領域」を示します。高齢者、障害のある人、児童・・・というような福祉分野ごとの課題把握とその解決に向けての計画化に留まるのか、地域の生活課題を踏まえて、福祉・保健・医療のみならず、教育、人権、生涯学習、就労、住宅、交通、環境、防災・・・といった狭い意味での福祉を超えた生活関連領域をも「総合化」していくことができるのかということが問われてきます。

本市において地域福祉計画を策定することの将来的な目標は、実質的な市民参加・参画を徹底し市民自治を目指す（図でいうタテ軸の上方向）とともに、行政のセクションを越えた生活関連領域を「総合化」した「計画化」を目指す（図でいうヨコ軸の右方向）ことで、「新しい質の地域社会」を創造していくことに求めたいと考えています。

第2節 計画策定の原則

地域福祉計画は、次のような原則を大切に策定しました。

1 市民主体の原則

～地域福祉を創っていく主体は市民です～

地域福祉という概念や実践には「完成された状態」はなく、創意工夫のもとで、常に創り続けていくものです。そうした地域福祉を創造していく主体は利用者も含め市民自身です。用意されたステージに市民が参加するというよりも、そうしたステージそのものも市民が創り出すという意味で、市民自治の確立を目指した「市民主体の原則」のもとに計画を策定しています。

2 利用者本位の原則

～地域福祉は利用者の立場から創っていくものです～

地域福祉はサービスを提供する専門職側の、あるいは活動する市民の側主導のもとに利用者が置かれるのではなく、あくまで利用者の側の主導でサービスや活動を（提供されるのではなくて）利用していくものです。こうした「利用者本位の原則」のもとに計画を策定しています。

このことは、利用者の選択権や自己決定権が可能となるような仕組みの構築を目指していくことを意味します。権利擁護の仕組みづくりもこうした原則をベースに構築していく必要があります。

3 ネットワーク化と協働の原則

～地域福祉を創り推進していく主体は
多様な主体間の協働です～

地域におけるさまざまなサービスや市民による諸活動、あるいは機関や事業者、NPOなどをネットワーク化することで、また行政のセクションを越えてネットワーク化することで、より効率的・効果的な地域福祉の構築を目指す必要があります。

こうしたネットワーク化をすすめることは、地域福祉を創っていき推進していく上で、市民と行政、さまざまなNPOや地域で活動している団体など、各主体が協働して地域福祉に取り組んでいくこと（パートナーシップを構築していくこと）を目指した「ネットワーク化と協働の原則」のもとに計画を策定しています。

4 地域生活の原則

～地域福祉のステージ（舞台）は「地域」です～

地域社会は生活上のさまざまな課題が発生する場であると同時に、そうした課題の緩和・解決を図っていく場でもあります。

市民が地域社会の中で、お互いに支え合いながら、いきいきと自立・自律した生活を営めることを目指す必要があります。

市民が生活課題の解決のために必要なサービスや活動を利用したり、あるいはサービスや活動を創りだすステージ（舞台）は、あくまでも地域です。

こうした「地域生活の原則」のもとに計画を策定しています。

第3節 計画の位置づけと性格

「延岡市長期総合計画」を上位計画とした計画は、すでに多く策定されています。

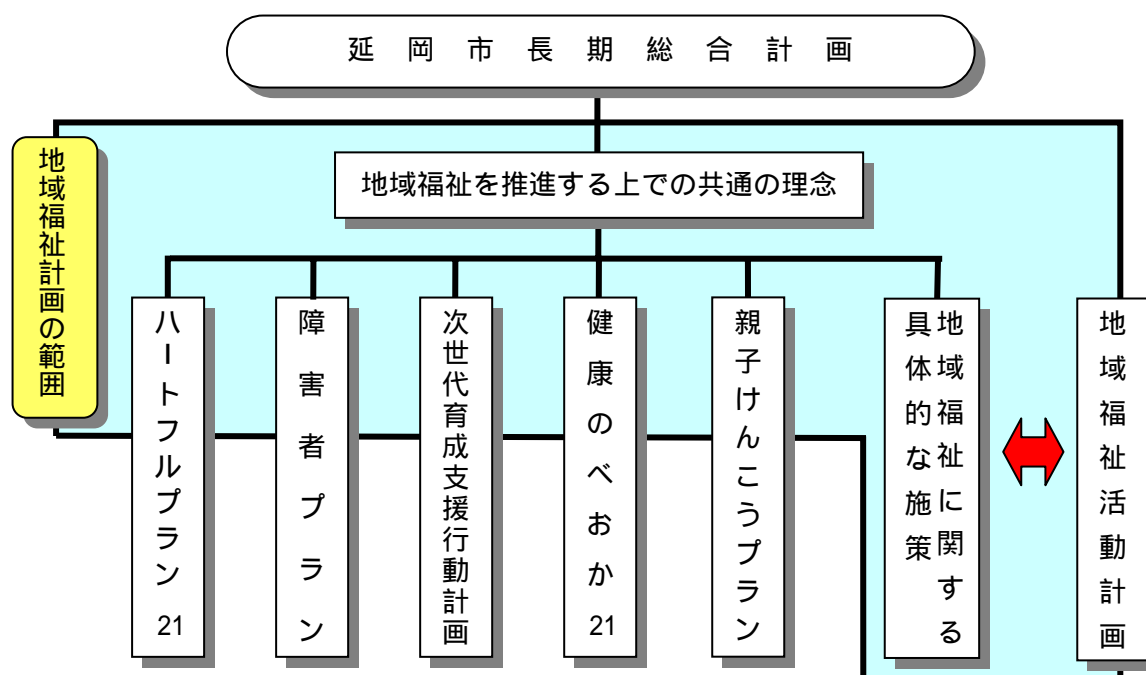
社会福祉に関する計画としては、「ハートフルプラン21」、「障害者プラン」、「次世代育成支援行動計画」、さらに「健康のべおか21」や「親子けんこうプラン」といった個別計画があります。

地域福祉計画は、特にこれまで高齢者・障害のある人・児童といった属性分野別に策定されてきた社会福祉分野の計画を、地域福祉の視点から横断的に地域福祉を推進させる基本的方向性を示すもので、個別計画に共通する課題や個別計画に含まれない施策について取り組みを提示するものです。したがって、これ以外の具体的な施策の展開については、個別計画に委ねられることとなります。

同時に、福祉活動を行う地域住民やボランティア、NPOなどの民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間活動の自主的な行動計画である、「地域福祉活動計画」と相互に連携することになります。

なお、すでに策定している個別計画については、地域福祉計画の理念を尊重し施策の展開を図るとともに、今後、策定する社会福祉関連計画についても、地域福祉計画の理念に基づいて策定することになります。

図3 総合計画、個別計画との位置づけ



第4節 計画期間

この計画は、平成18年度から平成22年度までの5か年計画とし、社会状況などの変化により、必要に応じて見直しするものとします。

(参考：社会福祉関連計画の計画期間等)

計画名	計画概要	H8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(ハートフルプラン21)	老人福祉法及び老人保健法において策定が義務づけられている老人保健福祉計画であるとともに、介護保険の円滑な実施のために策定した介護保険事業計画を一体的に含めた高齢者の保健福祉サービスに関する実施計画																				
障害者プラン	「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもとに、「完全参加と平等」の目標の実施に向けて、障害者施策を統合的に推進するための実施計画																				
次世代育成支援行動計画	「育てよう延岡らしく親らしく、広げよう子どもが輝く支えあい」を基本理念に、地域全体で子育てや子育て家庭を支援していく取り組みを明らかにし、次世代が育つ環境づくりを推進していくための実施計画																				
健康増進計画(健康のべおか21)	「市民一人ひとりが健康で生きがいと安らぎのある社会の実現」を基本理念に市民の主体的な健康づくりの取り組みを社会全体で支援していく、生涯を通じた住民参加型実施計画																				
第2次母子保健計画(親子けんこうプラン)	「子どもを安心して生み育てることのできるまちづくり」を基本目標に、安心して子どもを生み、大切な子どもを守り、ゆとりのある子育てを市民全体で支援していく実施計画																				
長期総合計画	基本構想に掲げる都市像「共に輝き創る交流拠点都市のべおか」を実現するための施策の概要を示した、21世紀初頭における市政運営の基本方針を定めた総合計画、平成18年度に第5次長期総合計画策定予定																				

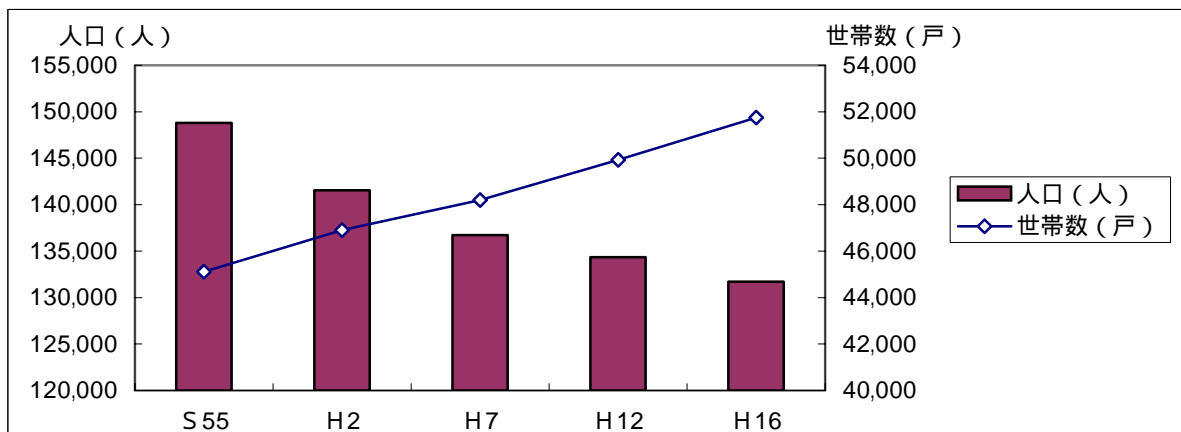
第4章 本市における地域福祉を取り巻く課題

第1節 本市の統計的概要

1 人口と世帯数等の推移

本市の総人口は、昭和55年の148,793人をピークに減少傾向が見られ、平成16年には131,723人(10月1日現在の現住人口)となっています。一方、世帯数は年々増加傾向にあります。一世帯あたりの世帯員数は昭和55年の3.3人から平成16年には2.5人に減少しており、総人口と同様、減少傾向が見られます。

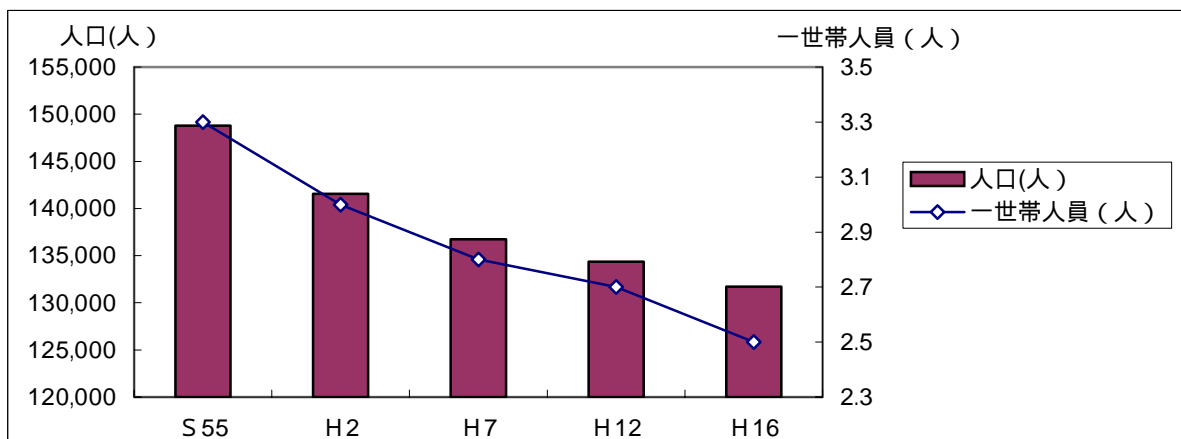
表1-1 人口と世帯数の推移



注釈：旧北方町、旧北浦町含む

資料：「国勢調査(企画課)」

表1-2 人口と一世帯人員の推移



注釈：旧北方町、旧北浦町含む

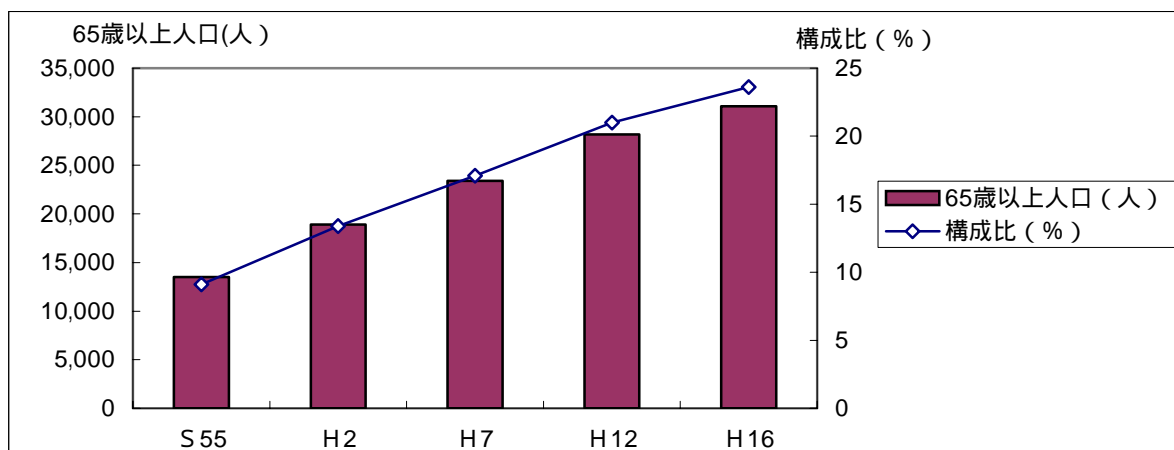
資料：「国勢調査(企画課)」

このような傾向から、高齢者世帯と若い世代での世帯の分離や、価値観の多様化にともなう核家族化が進み、地域共同体の弱体化、地域での子どもの保育や高齢者の介護を支える力の低下が予想されます。

2 高齢者人口と年少人口の推移

総人口が減少傾向にあり年少人口も表 2-2 のとおり減少するなか、高齢者人口は表 2-1 のとおり年々増加し、総人口に占める割合は平成 16 年 10 月 1 日現在で 23.6% となっており、少子高齢化の傾向が明らかになっています。

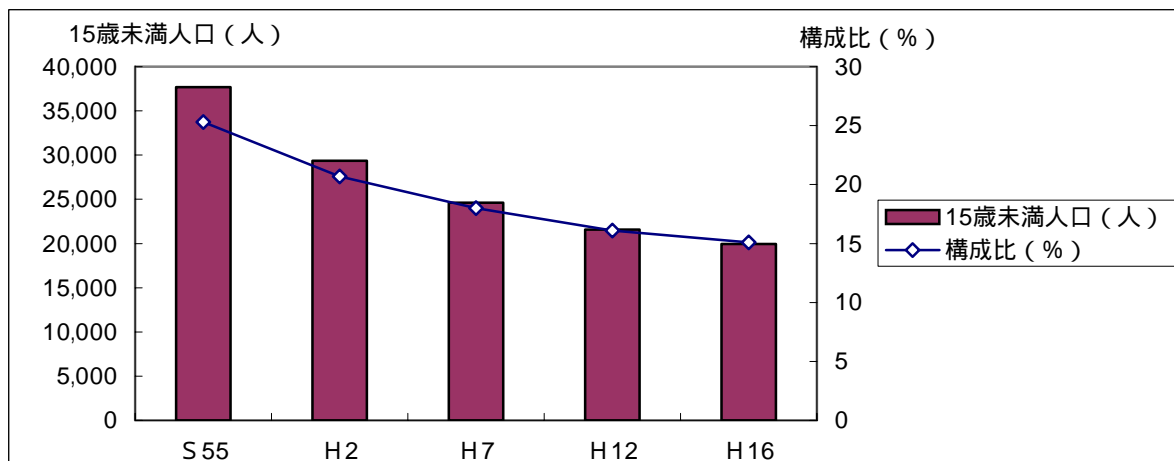
表 2-1 高齢者人口の推移



注釈：旧北方町、旧北浦町含む

資料：「国勢調査（企画課）」「福祉保健部所管事務概要」

表 2-2 年少人口の推移



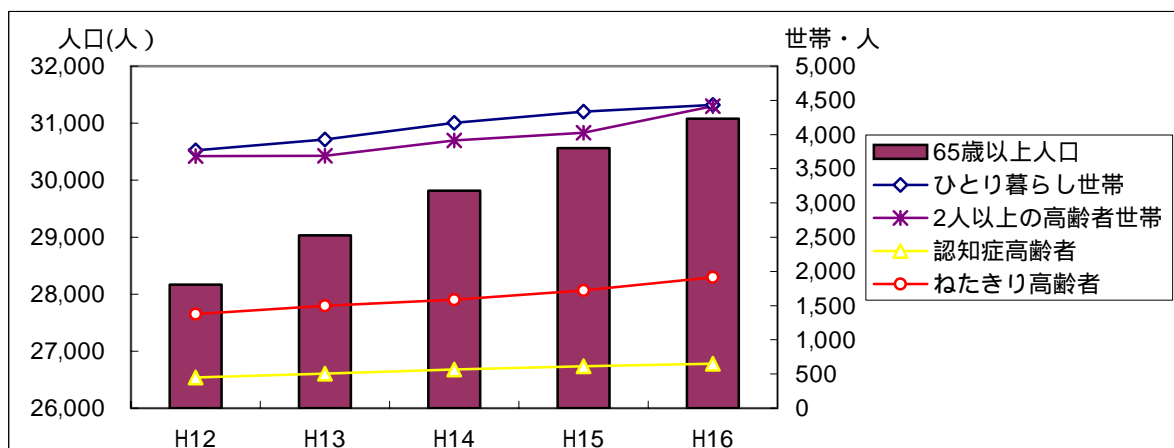
注釈：旧北方町、旧北浦町含む

資料：「国勢調査（企画課）」

3 ひとり暮らし世帯数等の推移

ひとり暮らし世帯や認知症高齢者等は、高齢者人口が増えるに伴い年々増加しており、今後もこの傾向は続くものと見られ、引きこもりや孤独死の問題、同居家族からの高齢者への虐待など、さまざまな問題が増加すると予想されます。

表3 高齢者人口に対するひとり暮らし世帯数等の推移



注釈：各年7月1日現在の数値（旧北方町、旧北浦町含む）

資料：「福祉保健部所管事務概要」「民生委員児童委員による高齢者実態調査（高齢者対策課）」

4 就学前児童の保育状況

少子化、核家族化、地域連帯の弱まりなど、子どもとその家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、子育てに関する悩みや不安を抱えている父母が多いと言われているなかで、就学前児童の在宅等での子育ての割合が4割近くとなっています。

（単位：人、％）

区分	児童数	構成比
認可保育所(公立10か所、法人立25か所)	2,298	30.7
認可外保育所(21か所)	677	9.1
幼稚園(20か所)	1,675	22.4
在宅及び保育所、幼稚園以外	2,830	37.8
合計	7,480	100.0

注釈：保育所の児童数は、平成17年4月1日現在の数値（旧北方町、旧北浦町含む）、幼稚園の児童数は平成17年5月1日現在の数値（旧北方町、旧北浦町含む）

資料：「福祉保健部所管事務概要」「学校基本調査（学校教育課）」

5 児童扶養手当受給者数の推移

近年、児童扶養手当受給者数は増加傾向にあり、母子家庭の世帯数が増えています。

(単位：人)

	H14年度	H15年度	H16年度
児童扶養手当受給者数	1,528	1,656	1,683

注釈：各年度末現在の数値（旧北方町、旧北浦町含む。但し、平成14年度に旧北方町は含まれていない。）

資料：「福祉保健部所管事務概要」

6 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者のなかで、65歳以上の人の割合が6割を超えています。

(単位：人)

区 分	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合 計
視覚障害	6	174	325	505
聴覚平衡機能障害	18	143	467	628
音声言語機能障害	2	52	29	83
肢体不自由障害	65	1,242	2,054	3,361
内部障害	27	597	1,218	1,842
合 計	118	2,208	4,093	6,419

注釈：平成17年4月1日現在の数値（旧北方町、旧北浦町含む） 資料：「福祉保健部所管事務概要」

7 療育手帳所持者数

療育手帳所持者のなかで、重度の人の割合が約5割となっています。

(単位：人)

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
重 度 (A)	89	353	41	483
中 度 (B1)	46	287	31	364
軽 度 (B2)	46	133	4	183
合 計	181	773	76	1,030

注釈：平成17年4月1日現在の数値（旧北方町、旧北浦町含む） 資料：「福祉保健部所管事務概要」

8 被保護世帯、人員の推移

バブル崩壊後の景気低迷や、高齢者の増加、加えて「DV」や精神疾患などの理由から、生活保護受給者は平成 11 年度以降増加傾向にありましたが、最近の景気回復の兆しにより鈍化傾向が見られます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から振るわれる身体的、精神的暴力のこと。平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）が成立した。

（単位：世帯、人、‰）

年 度	世 帯 数	人 員	保 護 率		
			延岡市	県平均	全国平均
H12	1,125	1,549	12.43	9.3	8.4
H13	1,245	1,684	12.57	9.67	9
H14	1,355	1,823	13.69	10.07	9.8
H15	1,455	1,973	14.90	10.65	10.5
H16	1,533	2,063	15.67	11.09	11.1

注釈：・保護率は人口千人に対する割合（保護停止者含む）世帯数、人員は各年度平均

・旧北方町、旧北浦町含む。但し、平成 12 年度に両町は含まれていない。

資料：「福祉保健部所管事務概要」「宮崎県的生活保護」

9 ボランティア・NPO法人登録者数

福祉以外の分野でも保健・医療・教育・文化・環境など幅広い活動が行われ、平成 17 年 12 月 1 日現在で、ボランティアセンターには、団体登録 40 団体（グループ登録 74 グループ）7,363 人と個人登録 349 人、合わせて 7,712 人のボランティアが登録し、また、9 団体が NPO 法人の設立登記をしており、市内のさまざまな場で活躍しています。

第2節 地域福祉懇談会等で出された課題のまとめ

計画策定において、多くの皆さんから広く意見を聞くため、地区社会福祉協議会を単位とした「地域福祉懇談会」、保健福祉関係団体への「ヒアリング(意見聴取)」等を実施しました。

地域福祉懇談会では、延 1,854 人の参加者から 1,186 件の課題や意見が出され、また、ヒアリングにおいては 65 団体、124 人の参加者から意見をいただきました。そこで、そこから出された課題等について、次のとおり整理しました。

1 意識の改革

- ・「ボランティアをする人、利用する人」というような福祉観ではなく、共に地域で暮らす仲間として、子どもから障害のある人、高齢者までを自分たちのこととして考える地域づくりが必要である。
- ・「魅力ある団体活動は、どうあるべきか」ということを、もう一度見直すとか、原点に立ち返るということが大事である。
- ・何か行事をやらないと活動していないと認識されがち、地域福祉の意識を高め周囲に気配りできるようになることも大きな活動ではないのかと思う。

2 市民主体の取り組みと市民参加の促進

- ・世代間交流や教育の問題も含め、地域で生活する市民の視点で課題やニーズを把握し、解決策を市民自ら検討する仕組みづくりが必要である。また、地域福祉活動への市民参加のきっかけづくりが課題となっている。
- ・区への未加入者が多いため世帯の状況把握ができず、また公共的な費用は加入者の拠出金で賄われるため不公平感が生ずるなど、地域住民の相互扶助の精神が損なわれつつある。

3 ネットワーク・交流の場づくり

- ・地域福祉の課題解決を始めとして地域福祉を推進するうえで、自治会、民生委員児童委員、地域福祉推進チームなどの各団体が、「話し合いの場」をたくさんつくってそこで、気づき・学び合いながら行動していくことが大事である。
- ・地域の中での世代のつながりの持てる場、誰でも気軽に行ける場づくりが必要であり、また同時にそれが楽しいものとして演出されなければならない。

4 人材の確保、発掘・育成

- ・今の地域活動は、参加している人の固定化、特に若い世代の人や男性の参加が少ないため、もっとさまざまな人たちを巻き込む工夫が必要である。

- ・地域福祉推進チームや高齢者クラブ等の会員の高齢化による地域福祉活動の停滞化が懸念される。
 - ・地域で核となる人材の育成が課題となっている。
- 5 情報の発信
- ・福祉サービスの利用方法、子育てサークルやボランティア活動に関する情報を末端まで届くようにしてほしい。
- 6 地域での情報把握とプライバシーの保護
- ・地域福祉活動を活発にし、住民同士の交流を促進するためには、お互いの情報を把握することが必要で、その際、プライバシーの保護に配慮することが重要である。
- 7 地域の福祉資源の把握と活用
- ・地域福祉の担い手や施設利用、地域活動の情報などを把握し活用することが課題である。
- 8 相談窓口の体制
- ・福祉サービスが多岐にわたり相談窓口も細分化されているため、サービスを必要としたときなど困った時に、どこに相談していいのかわからないし、気軽に何でも相談できるところがほしい。
- 9 サービス利用者の権利擁護
- ・認知症高齢者などの判断能力に不安があり、近くに身寄りがないような人への支援策が必要である。また、介護保険のサービス事業者に対して、思っていることや不満を自由に言えるようにしてほしい。
- 10 地域での見守り、支え合い
- ・ひとり暮らし高齢者や障害のある人への見守り、障害のある子どもを含めた子育て支援を地域でいかに担っていくかが課題である。
 - ・ひとり暮らし高齢者や障害のある人への災害時の対応や、子どもの通学時の安全対策が必要である。
- 11 生活環境・倫理の改善
- ・あいさつをしない、ゴミ出しのルールを守らない、タバコの吸殻や空き缶の投げ捨て、車の爆音、路上駐車など倫理観欠如による問題。

第5章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念

地域福祉の考え方やその背景から、基本理念を次のとおりとします。

誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会の実現
～ 市民一人ひとりが地域福祉の担い手に～

市民一人ひとりが、「地域をより良くしたい」という意志を持ち、地域の課題解決や支え合い活動に主体的に参加し、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して健やかに暮らせることのできる地域社会を実現します。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の二つの目標を定めこれを実質的なものとするため、第6章で重点課題と施策の方向性を示し計画を推進していきます。

1 地域住民による支え合いの仕組みづくり

地域福祉を推進するためには、地域住民自らが地域の課題を自分の課題として受け止め、その課題解決を図り助け合い、支え合って生活していくことが大切です。

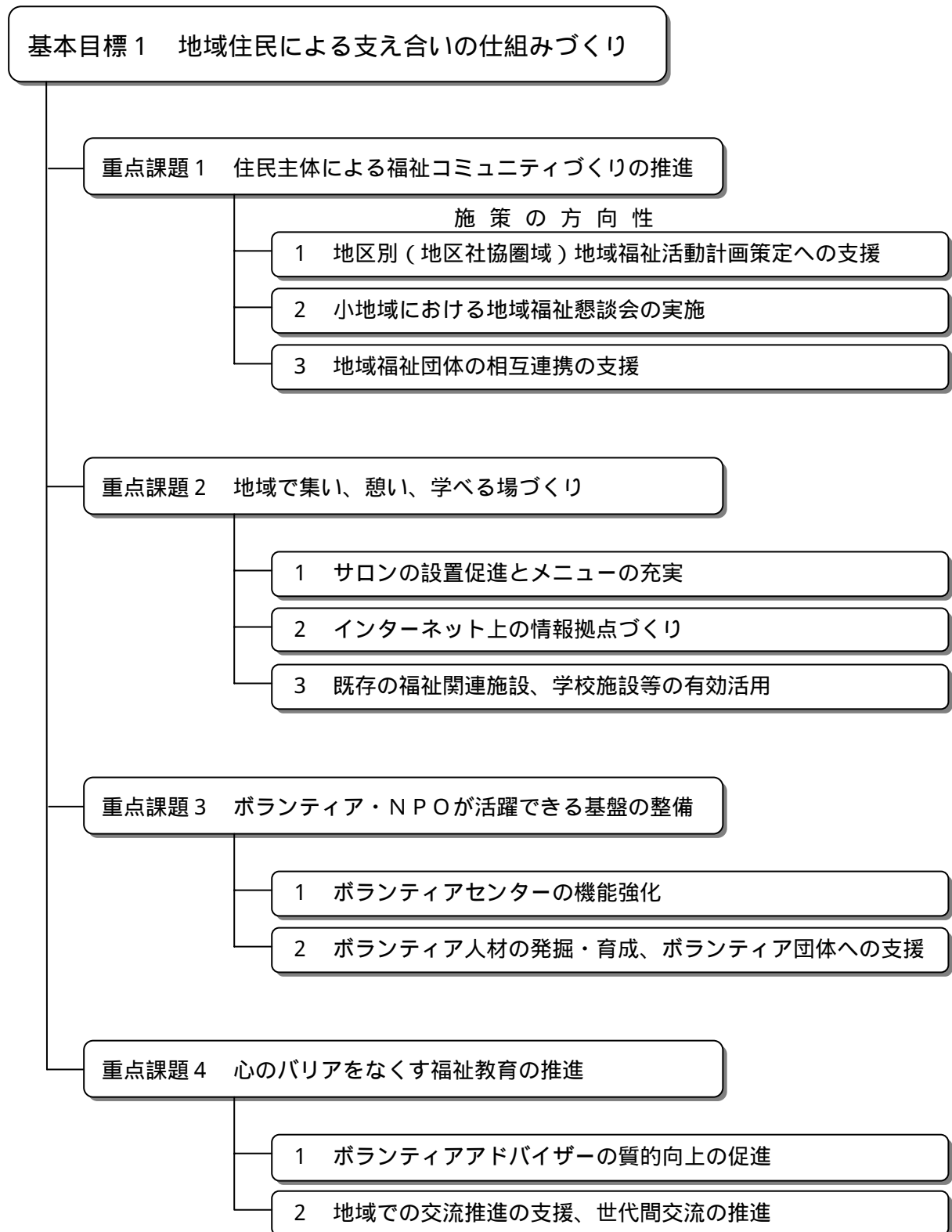
地域住民、地域の諸団体、行政は協働して、個人の尊厳を重視しながら地域住民が支え合う仕組みづくりを進めます。

2 地域福祉の共通基盤づくり

地域福祉を推進するためには、地域住民やボランティアなどの参加による活動と公的なサービスが効果的に連携していくことが不可欠です。行政は、地域住民の視点で施策を点検し、地域福祉の共通基盤づくりに取り組みます。

第6章 施策の展開

第1節 施策の体系



基本目標 2 地域福祉の共通基盤づくり

重点課題 1 誰もが適切に情報を入手できる体制の整備

施策の方向性

- 1 地域福祉活動に関する情報の共有化
- 2 情報の一元化の推進と社会資源の有効活用
- 3 事業者の情報公開の推進

重点課題 2 総合的な相談・支援体制の確立

- 1 保健福祉の総合相談窓口の開設
- 2 専門相談職員の資質向上の促進
- 3 情報・相談ネットワークの充実
- 4 地域での見守り活動の推進

重点課題 3 ケアマネジメントシステムの充実

- 1 総合的なケアマネジメントシステムの構築

重点課題 4 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

- 1 苦情対応システムの整備
- 2 第三者評価事業の推進
- 3 地域福祉権利擁護事業の普及、成年後見制度の利用促進

第2節 重点課題と施策の方向性

基本目標1 地域住民による支え合いの仕組みづくり

重点課題1 住民主体による福祉コミュニティづくりの推進

<概要>

地域福祉を推進するためには、福祉コミュニティを形成することが不可欠です。この福祉コミュニティというものは、地域住民自らが地域の問題を自分の問題として受け止め、課題解決を図り、助け合い支え合って生活するという意識なくしては形成することができません。

では、福祉コミュニティづくりは、誰が中心(核)となって進めていくのでしょうか。

実際には、地域のどのような団体や組織がその役割を担ってもよいわけですが、そうした団体等や手法を決めるとなると難しいものがあります。

そこで本市では、住民による自主的な福祉活動を推進するため、昭和62年から延岡市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)が主体となり、住民の福祉活動の母体となる組織として、概ね中学校区を単位とした地区に「地区社会福祉協議会」(以下「地区社協」という。)の設置を進め、現在、市内18地区に整備されています。

地区社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的として地域の実情に合った福祉活動を展開するための組織で、地域内の自治会役員や民生委員児童委員などで構成されており、平成12年に旧市内全域での結成を完了している。

各地区では、地域の特性に応じたさまざまな活動が行われていますが、一方で地区によっては活動実態に差があるなどいくつかの問題が生じています。今後、活動を活性化させるためには、各地区での活動を見直し、課題を地区全体で共有し解決できるように、地域の組織力・福祉力を高めることが必要です。

さらに、そのような住民自身による福祉コミュニティづくりに対して、行政や社会福祉協議会などの関係機関・団体が相互に連携して効果的に支援することが求められます。

< 施策の方向性 >

1 地区別（地区社協圏域）地域福祉活動計画策定への支援

平成 15,16 年度に実施された地区社協単位での「地域福祉懇談会」では、地域の課題を出し合いその課題の一部について、「自分たちでできることはないか」という視点で解決の方向性を検討していきました。

そこで、地域福祉推進の核となる地区社協の活動がもう一段階、高まるような懇談会の継続的・発展的な実施と、懇談会で得られた解決策の実践活動を行うための自主的な各地区別地域福祉活動計画の策定を、行政と社会福祉協議会が連携協力して支援します。

2 小地域における地域福祉懇談会の実施

地域福祉を推進する単位として、自治会単位における福祉コミュニティづくりを重視する必要があります。そこで、多くの人々が地域福祉の推進に関心を持ち、福祉活動への積極的な参加を促進するために地域福祉懇談会を実施するとともに、地域活動に役立つさまざまな情報を提供し、小地域での地域福祉活動の活性化に努めます。

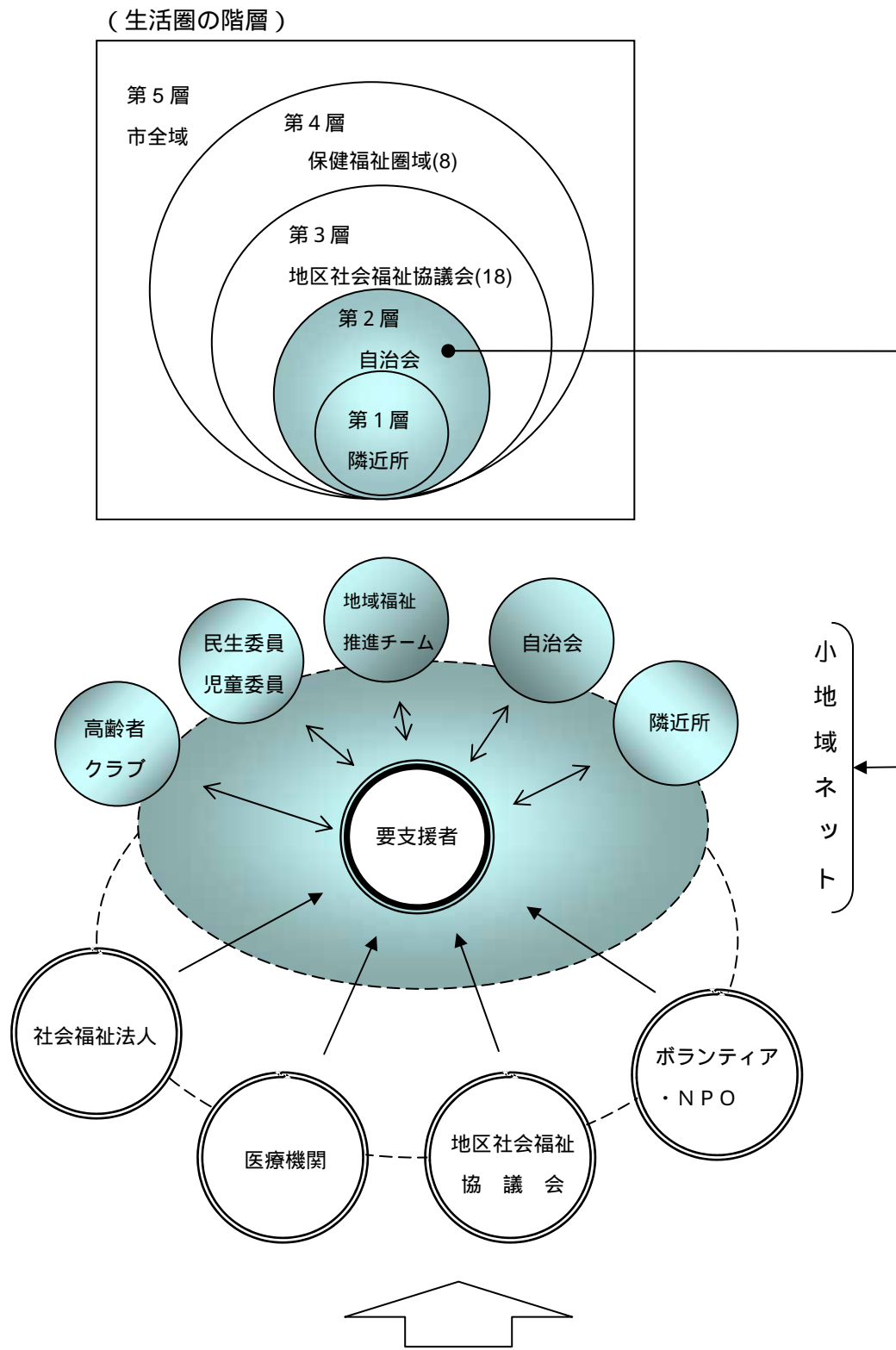
3 地域福祉団体の相互連携の支援

福祉コミュニティは住民自身が主体的につくるものであり、地域社会の連帯意識が希薄となっているなかで形成していくのはなかなか容易ではありません。

その一方で、民生委員児童委員、地区社協、ボランティア・NPO、社会福祉法人等がさまざまな形で地域福祉活動を展開しています。こうした団体等が相互に連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなりきめ細かな福祉活動が可能になります。しかし、現状では一部で連携が図られているものの全体的には未だ十分といえない状況です。

行政や社会福祉協議会は、各団体の定期的な会議などを通して、団体相互の連携の働きかけをしながら、援助が必要な人へのサポート体制の構築を支援していきます。

図4 地域における支え合いネットワークのイメージ



行政、社会福祉協議会は、地域包括支援センターや子育て支援センター等と連携を図りながら、ネットワーク化を支援していきます。

地域福祉推進チーム

生活に不安を抱いている高齢者やその家族を支えるため「声かけ」「見守り」など、日常的に無理なくできる程度の活動を行う地域住民によるボランティアグループ。概ね一つの区を単位とし、10名前後の協力員で構成されており平成2年の発足以来、平成17年12月1日現在で195チームに達している。

地域包括支援センター（平成18年4月設置、現在宅介護支援センター）

地域の高齢者の心身の健康保持、保健・医療・福祉の向上のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関。本市では、市内を10か所の保健福祉圏域に設定し、各圏域ごとに本センターを設置予定。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを行う施設。本市では、平成6年から恒富保育所で平成11年から旧山月児童館跡地での実施を経て、翌12年から「おやこの森」で継続実施している。

福祉コミュニティづくりの中心的な役割を期待される福祉団体

社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会は、社会福祉法の改正によりあらためて地域福祉推進の中核として位置づけられました。当事者組織の支援、地域のネットワークづくりなどの地域福祉組織化活動、公益性を生かした福祉サービス利用援助事業、ボランティア活動の振興及び障害のある人の生活・就労等の支援など、地域に根づいた市民活動事業や障害者事業などの福祉事業を展開しその役割は拡大しています。しかし、社会福祉協議会のめざす基本的な方向は、「みんなでつくろう 支え合う地域社会」の基本理念のもと、住民ニーズの把握、問題解決に向けた住民主体の活動の推進、そして多くの関係者の合意形成による福祉のまちづくりです。

したがって、これからの社会福祉協議会には、従来にも増して地域福祉に関するさまざまな情報や担い手が集まり、そこで出てきた課題を広く発信していくような地域福祉活動推進のセンター的な機能と福祉コミュニティづくりのコーディネーターとしての役割が強く求められます。

これに応えるためにも、社会福祉協議会は、地域で細やかな活動を積み重ねてきている民生委員児童委員などとの連携も含め、行政と協働して地域福祉を推進していかねばなりません。

社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、戦後から今日に至るまで、高齢者、児童、障害のある人などの各福祉分野において、先駆的に事業を行い本市における社会福祉における重要な一翼を担ってきました。

これからの社会福祉法人は、従来のような限られた人の保護や救済にとどまらず、すべての人を対象とした社会福祉の実現に向けて、社会福祉法人が有している幅広い専門機能を地域の基幹的な福祉資源として大きな役割を果たしていくことが求められています。

たとえば、地域とのネットワークの形成や専門性を生かした地域住民の相談、地域福祉活動の推進、さらに地域福祉の啓発、ボランティアや地域のマンパワーの養成などが掲げられます。社会福祉法人は、これからの活動や事業を通して、地域における福祉拠点としての役割が期待されています。

また、福祉サービスの供給主体としての役割も重要です。提供するサービスは、その利用者が地域社会で自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければなりません。事業の運営にあたっては、利用者の意向を十分に尊重し、関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いながら、総合的に提供することができるよう努めることが必要です。そのためには、福祉サービスを利用しようとする人が、適切で円滑に利用することができるよう事業の情報提供に努めるとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に利用者本位のサービスを提供するように心がけなければなりません。

このように、社会福祉法人は地域社会の一員として、また地域に根ざした福祉サービスの担い手として、その果たすべき使命は大きなものがあります。

社会福祉法人としてふさわしい公共性、信頼性を確保し、地域や社会福祉協議会、行政などと協働し、これからの地域福祉を積極的に推進していくことが期待されます。

地域福祉の担い手としての民生委員児童委員の役割

先の社会福祉基礎構造改革の流れのなかで、新しい時代の社会福祉の実現に向けて、民生委員法の改正が行われました。改正点の一つは「保護指導のことにあたる」という規定が「住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行う」という規定に改正され、またもう一つの改正点は民生委員の職務の中に「住民の福祉の増進を図るための活動を行う」ことが明記されたことです。

そのため、民生委員児童委員は、自治会組織と連携して地域福祉活動を推進していくことや、地域の各種団体間との連携を深めることが必要であり、住民の視点から福祉サービスを必要とする人に適切なサービスをつなぐことができるよう、各種サービス制度を常に把握する一方、住民情報キャッチのためのアンテナを高く張って、日々の活動に取り組んでいくことが重要となります。

重点課題2 地域で集い、憩い、学べる場づくり

<概要>

かつては、地域の中に気のあった仲間がいつも集まる家や店などがあり、軒先や店先で雑談や情報交換をする光景が見られました。ここに集まる人たちは、何かをすることを目的に集まるのではなく、ただ「自分にとって居心地の良い場所」として集まってきました。こうした居場所は、地域での交流の場として新たな人との出会いを生み、仲間づくりの重要な役割を果たしています。また、こうしてできた「気の合う仲間」は、相談したり励ましあったりと「互いに支え合う仲間」として心強いものになっていることから、地域での居場所づくりが必要です。

<施策の方向性>

1 サロンの設置促進とメニューの充実

「ふれあい・いきいきサロン」、「子育てサロン」の設置を進めるとともに、サロン内の交流やサロン間の交流を図ります。今後、障害のある人へのサロンの設置についても検討していきます。

また、生涯学習部門等とも連携を図りながら高齢者・児童のライフステージにあわせ、地域の人材を活用した生涯学習や、遊びのメニューを提供する学び・遊びの場づくりの充実に努めます。

ふれあい・いきいきサロン

主にひとり暮らし高齢者を対象に、地域の公民館や民家を利用して会食や介護予防につながるようなレクリエーションなどを行う場。高齢者の不安感の解消や生きがいを高めると同時に、地域住民との交流の場づくりのために設置している。平成17年12月1日現在、63サロン。

子育てサロン

乳幼児と保護者を対象に絵本の読み聞かせ・ゲーム・工作などを行う場。育児に関する悩みやストレスを抱えている保護者の交流・情報交換の場づくりのために設置している。平成17年12月1日現在、7サロン。

2 インターネット上の情報拠点づくり

主に子育て中の母親や障害のある人・要援護高齢者の家族向けに、情報交換ができ広く市民が交流できるようなインターネット上の拠点づくりを検討します。

3 既存の福祉関連施設、学校施設等の有効活用

特別養護老人ホーム、保育所、幼稚園、小中学校余裕教室などを、地域福祉活動、社会参加の場の拠点として有効活用・利用できるよう支援します。あわせて、地域住民団体がより利用しやすいコミュニティセンターづくりや空き家・空き店舗などの有効利用など、地域住民の手による拠点づくりを支援します。



子育てサロンの風景

重点課題3 ボランティア・NPOが活躍できる基盤の整備

<概要>

近年、ボランティアやNPOなどの市民団体が活発に社会活動に貢献しています。市民のニーズが多様化している中で、さまざまな福祉サービスの提供について、これまでのように行政がすべてを担う時代から、地域住民・事業者・行政がそれぞれの立場でそれぞれの役割を分担して地域社会を支えていくことが強く求められています。

地域福祉を支える活動としては、顔の見える地域住民同士が支え合うものや「ファミリー・サポート・センター」のように市民が会員となり支え合うもの、地域とボランティアやNPOなどが協働して行うものがあります。

ファミリー・サポート・センター

育児の手助けをしてほしい人と、育児の支援をしてくれる人とが助け合う会員組織。一時的に子ども預かってもらいたい時や、子どもの送迎、放課後や軽度の病気などで保育が必要な時に利用する。本市では山月町の「おやこの森」に設置。

こうした活動は、行政が十分担いきれない市民の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応することができることから、これからの地域福祉を支える大きな力になると期待されています。

本市では、主に社会福祉協議会のボランティアセンターと延岡市ボランティア協会（以下「ボランティア協会」という。）がこれらの活動を支援する役割を担っています。市民のボランティアへの参加意識は、さまざまなアンケート調査から潜在的に高いと考えられることから、市民の地域活動への意欲が実のあるものへと結び付けられるよう、市民が参加し活動しやすい環境づくりが必要です。

<施策の方向性>

1 ボランティアセンターの機能強化

ボランティアセンターに登録されていなくても、地域を中心に環境整備活動をしている団体や会社を軸に地域貢献活動をしている企業ボランティア、また、隣近所

での助け合いの精神のもとに、ボランティア活動をしている人がいます。そういったボランティア活動に意欲のある人たちの活動状況の把握に努めるとともに、ボランティア個人・団体間の連携や情報交換の場を設け、さまざまなボランティア活動の情報が中継・発信できる体制を社会福祉協議会、ボランティア協会と連携し確立します。そして、ボランティアを“したい人”と“探している人”とのマッチングや“したい人”どうしの仲間づくりのシステムについても検討します。

2 ボランティア人材の発掘・育成、ボランティア団体への支援

地域福祉の担い手となるボランティアを育成するため、各種講座や研修の充実を図り、活動の核となるリーダーをボランティア活動の中から、あるいはボランティア講座等を通じて発掘し、ボランティア活動全体をコーディネートできる人材として育成します。

また特に、地域におけるボランティア活動等を活用した介護予防のための活動が重要視されていることから、地域における健康づくりや介護予防のリーダーとなる人材の育成を図り、地域全体の健康増進や生きがいづくりに努めます。

さらに、ボランティア・NPO団体への活動の継続・活性化に向けた支援を行います。



ハンディキャップ体験学習指導員養成研修の様子

重点課題4 心のバリアをなくす福祉教育の推進

<概要>

地域福祉を推進するうえで、重要となるのは、地域に暮らす全ての人々が「心のバリア」を取り払い、お互いを理解しあうことです。また、どんなに立派な計画を策定しても、どんなにサービスの質や量を高めても、住民一人ひとりの意識が変化しなくては、誰もが安心して暮らし続けることはできません。

そのため、福祉教育が重要となることから、子どもの頃から行うことが必要であるとともに、地域においても積極的に取り組んでいくことが必要です。

平成13年7月に学校教育法及び社会教育法が改正され、青少年の学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動の促進などが新たに規定されました。市内の小中学校では、社会福祉協議会やボランティア協会等の連携協力のもと、車いすなどの体験や福祉現場での体験を通して、思いやりや助け合いについて学習しています。

また、「総合的な学習の時間」の柱の一つとして福祉教育が位置付けられ、小中学校では、地域との連携・交流を目指した取り組みを検討・実施していますが、地域との橋渡し役がなく困っているのも現状です。

<施策の方向性>

1 ボランティアアドバイザーの質的向上の促進

福祉教育は、地域（生活）を基盤とした福祉体験・学習、ボランティア活動などでなければ、その意義が薄れてしまいます。そのため、福祉教育のあり方も、単に福祉施設の見学だけに終わることなく、学校と地域と福祉現場が連携を図りクラスで学習し、現場で体験し、そして学習発表会に父兄や地域の人々が参加し学習する、生きた福祉教育を実践することが必要です。

そのため、学校、地域と福祉現場の調整を図るコーディネーターの役割が重要となることから、地区社協に配置されている「ボランティアアドバイザー」が福祉教育に関するコーディネート機能を担うとともに、ボランティア人材の発掘、育成、指導なども含め、コーディネート機能の質的向上を図ります。

ボランティアアドバイザー

ボランティアセンターの一員として、地区社協圏域におけるボランティア活動の相談に応じたり、ボランティアセンターへの連絡などを行う。

また、学校における福祉教育をより有効なものとするために、パイプ役となる教職員の育成に努めます。

2 地域での交流推進の支援、世代間交流の推進

心のバリアフリーを進めるには、地域に暮らす高齢者や障害のある人と地域の人々が理解しあえることが重要です。そのため、高齢者や障害のある人自身が地域へ積極的に出向き、また、地域も障害のある人を積極的に受け入れる環境を整えることが必要です。

そのために、障害のある人を対象として開催されている運動会やさまざまな地域行事については、地域住民参加型への見直しを図り、障害のある人との交流が推進されるよう支援します。

また、子どもや障害のある人、高齢者が相互に交流できる機会を創出することによって、世代間や障害を超えた交流を図ります。



擬似体験の様子

基本目標 2 地域福祉の共通基盤づくり

重点課題 1 誰もが適切に情報を入手できる体制の整備

<概要>

市民は、地域で暮らすうえでさまざまな生活課題を抱えています。福祉サービスをはじめとする公的サービスが課題を解決する重要な手立てとなります。高齢者の介護保険制度や障害のある人の支援費制度に見られるとおり、本人の意思に基づくサービスを選択し、利用契約や利用手続きをするという仕組みのもとでは、今まで以上に生活を支援するさまざまな情報の提供が重要となります。

しかし、その情報がそれを必要としている一人暮らし高齢者や障害のある人、子育て中の母親などに十分に伝わっていないことが、地域福祉懇談会や保健福祉関係団体のヒアリングで現れています。なぜでしょうか。その原因のひとつとして、行政情報特有の読みづらさや分かりにくさ、そして、結果としての伝達性の低さといった問題があります。今後、情報の発信に携わる者や機関においても、福祉課題を解決する上で情報が持つ重要性を強く認識し、市民への伝達度を高めるための方策に取り組む必要があります。

あわせて、情報を生活に役立つものとして生かしていくためには、その情報が家族や地域社会の中で共有されることが必要です。情報が人間関係の中で語り合われ、吟味されたり、問い直されたりすることが情報の機能や価値を高めていく上で大切なことです。

<施策の方向性>

1 地域福祉活動に関する情報の共有化

地域で自立した生活を営むためには、ボランティア・NPOなどの市民活動が今後、重要な役割を果たしていくと考えられます。そこで、ボランティアセンターで集約されたボランティア活動等の情報を共有化し、後述のような方法で情報提供に努めます。

2 情報の一元化の推進と社会資源の有効活用

高齢者や障害のある人にとっては、民生委員児童委員などによる人を介した情報の方がより信頼の高いものとして受け止められ、一方で若い世代にとってはパソコン等のIT機器により情報を入手する傾向が高いという特徴があります。このような現状を踏まえ、まず、高齢者、障害のある人、児童に関する福祉サービスやさまざまな地域活動の各種情報を可能な限り一元的に、市民の意見を取り入れ分かりやすいかたちで、個人情報の保護に配慮しながら情報発信できるよう、市のホームページやパンフレット等の充実を図ります。特に、障害のある人に対しては、情報機器の活用の推進とともに障害に配慮した情報提供を推進します。

また、地域住民が福祉サービスなどに関する情報を容易に入手できるようにするため、暮らしの身近な場所に福祉サービス等に関する利用ガイドのパンフレット等を配付します。

さらに、保健福祉サービスの情報や利用手続きなどの情報が届きにくい、一人暮らし高齢者や障害のある人、子育て中の母親などに対して生活の身近なところで、民生委員児童委員・「地域包括支援センター相談協力員」・障害者相談員等による、きめ細かな情報提供や利用手続きの支援体制を促進させるため、各相談員に対して研修会の実施・充実を図ります。こうした地域での支援体制を築くことによって、利用者などの知識・意識が高められ、発信させるさまざまな情報も生きたものになります。

地域包括支援センター相談協力員

要介護高齢者及びその家族などに対して保健福祉サービスや地域包括支援センターの紹介を行ったり、相談事項を地域包括支援センターへ連絡するなどの業務を行う。本市では、民生委員児童委員、地域福祉推進チームの代表者、相談薬局の薬剤師に依頼している。

3 事業者の情報公開の推進

サービス利用者が事業者を選択する際に、役立つ情報がサービス提供事業者から、積極的かつ正確に提供されるよう事業者に対して働きかけます。

重点課題2 総合的な相談・支援体制の確立

<概要>

地域では、行政機関と地域との橋渡し役として、民生委員児童委員が高齢者福祉や児童福祉などの幅広い分野で相談支援活動を行っており、また、地域福祉推進チームが地域でひとり暮らし高齢者などへの声かけ・見守り活動を推進しています。

また、専門的な支援としては保健福祉の各相談窓口、地域包括支援センター、子育て支援センター等が連携しながら、適切な福祉サービスに結びつけることができるよう支援しています。

さまざまな生活課題を抱える市民が、より早くより確実に必要な情報を入手したり、専門サービスを受けて問題解決を果たすためには、公民が協働してSOSのキャッチからサービス提供までの一貫したシステムを構築する必要があります。

そのためには、民間活動である小地域ネットワーク活動と地域包括支援センターや保健福祉の各相談窓口、社会福祉協議会の相談窓口等が連携し、きめ細かな相談体制を確立することが求められます。

また、福祉に関連する相談の多くは市役所の窓口で行われますが、相談のための来訪者をいわゆるたらい回しすることなく、まず来訪者の訴えを聞き、確実に情報を提供し本人に合ったフォーマルサービス（公的な制度上のサービス）とインフォーマルサービス（地域住民やボランティアなどが提供するサービス）を合わせた施策・サービスをマネジメント（調整）できる保健・福祉に関する総合相談窓口設置の可能性について、検討を進めていくことが必要です。

<施策の方向性>

1 保健福祉の総合相談窓口の開設

保健福祉の相談窓口は、他の行政窓口との連携に心がけ、各課ごとに業務を展開していますが、相談内容が生活全般にわたって複雑に絡み合った場合、複数の窓口に出向くという煩わしさがあるということは歪めません。また、地域包括支援センターの相談、サービス調整業務や地域での民生委員児童委員等の相談活動をより効率的なものとするためにも、これらの活動と連動する総合相談窓口の在り方、機能、関係機関との連携等について調査・研究していきます。

当面は、各相談窓口で保健福祉サービスの情報提供や適切な窓口の紹介などを行い、専門機関による状況の確認や支援が必要と考えられる場合は、それぞれの専門相談窓口やサービス提供機関につないでいきます。

2 専門相談職員の資質向上の促進

複雑多様化する保健福祉の相談に、専門性を発揮して適切に対応できる職員を育成するため、職員研修の充実を図ります。また、地域住民のより身近な相談機関である地域包括支援センター、子育て支援センター及び民生委員児童委員などの各相談員の専門性を高めるため、連絡会・研修会の充実を図ります。

3 情報・相談ネットワークの充実

保健福祉の各相談窓口および地域包括支援センターには、さまざまな地域福祉活動やボランティア活動に関わる情報を集約し、さらに地域の保健・医療・福祉関連機関、施設や当事者団体等と連携することによって、暮らしのSOSへの対応が迅速かつ効率的に図られるよう、暮らしの身近な場である地域包括支援センターを核とした、地域ケアシステムの確立に向け取り組んでいきます。また、将来的に障害のある人、児童を含めた総合的な分野での地域包括支援センターにおける相談支援業務の実施について、調査・研究に取り組みます。

当面は、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援の各分野のネットワーク化を推進するとともに、多分野における専門相談機関とのネットワークづくりを進め、各窓口に寄せられた相談の問題解決ができるような体制づくりに努めます。

4 地域での見守り活動の推進

かつては、おすそわけや井戸端会議などで良好な人間関係が築かれ、知らず知らずのうちに助け合いや支え合いが生まれていましたが、今ではそのような親密な近所づきあいが薄れ、地域の中でのふれあいが欠けてきたことから、孤立や引きこもり、虐待などサービス利用に結びつきにくい事案が増えています。

そのようなことから、これらを早期に発見し対応することが必要であるため、地域福祉推進チームをはじめとして民生委員児童委員等の見守り、相談活動を推進していきます。また、推進チームの見守りの対象者の範囲は高齢者に限定されていますが、障害のある人、児童全般についての見守り活動として拡充した場合の可能性や問題点などについて検討します。

重点課題3 ケアマネジメントシステムの充実

<概要>

市民が福祉サービスを利用する場合、複数のサービスを必要とすることが少なくなく、また、サービスの内容が福祉分野に限られるわけではありません。そこで、保健・医療・福祉が連携し、サービスが総合的に提供される必要があり、そのための手法として、サービスをマネジメントする仕組みが重要となります。

介護保険制度の導入に伴い、要介護及び要支援の高齢者については、介護支援専門員（ケアマネージャー）が保健・医療・福祉の各種サービスを結びつける「ケアマネジメント」を実施しています。

ケアマネジメント

サービス利用者の立場で、個々のニーズに応じて社会資源を有効に結びつけ地域において、可能な限り在宅生活を継続できるよう支援していくサービスの手法。

平成18年4月に施行される障害者自立支援法においても、また、さまざまな生活課題を抱えた地域住民に対しても、介護保険制度と同じようなケアマネジメントの導入が求められています。高齢者や障害のある人だけでなく、すべての地域住民の生活の質を高め、また、地域福祉を推進していくうえでも、このシステムの充実に努める必要があります。

<施策の方向性>

1 総合的なケアマネジメントシステムの構築

介護保険制度によるケアマネジメントシステムに、障害のある人をはじめ、さまざまな生活課題を抱えた地域住民に対するケアマネジメントを含めた、総合的なケアマネジメントシステムの構築に努めます。

また、ケアマネジメントの質の向上を図るため、居宅介護支援事業者連絡会やケアプラン事例検討会などを実施し、県及び事業者とも連携を図りながらケアマネージャーに対する支援及び資質の向上に努めていきます。

重点課題4 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

<概要>

介護保険制度の導入をはじめとして、福祉サービスが従来の「措置」から「契約」による利用制度へと移行しており、利用者は事業者と対等な関係に基づきサービスを選択することになっています。

福祉サービスについての契約による利用制度の導入は、利用者と事業者が対等な立場に立つことが前提となっていますが、現実には利用者が弱い立場に置かれることが少なくありません。

サービスの利用について問題が生じた場合に、利用者がその解決に向け自由に苦情を申し出ることができる環境を整えることが必要であり、このことは、サービスの質の向上を図るという点からも重要な意味を持ちます。

また、認知症高齢者、精神障害のある人、知的障害のある人など自分でサービス利用などの意思判断をすることが十分にできない人たちを援助する仕組みとして、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度があります。特に、地域福祉権利擁護事業は、判断能力の十分でない人に対し、日常生活を支援する身近な取り組みとして着実な成果を上げつつあります。

しかし、これらの利用件数はまだ少ないのが現状です。実際の利用に際しての問題点の分析などを行うとともに、これらの制度が十分に活用できるよう広く市民に普及定着を図ることが重要です。

<施策の方向性>

1 苦情対応システムの整備

サービスの苦情対応について、現在介護保険サービスにおいては、苦情処理等の事後的な問題解決の対応のほかに、苦情の未然防止を目的とした介護相談員派遣事業を実施しています。介護相談員は現在18名体制で、特別養護老人ホームや老人保健施設への訪問活動を月2回行い、利用者の不満等に関する意見交換等を行うなど、利用者と事業者の橋渡し役としてその活動に取り組んでいます。

今後、これらの苦情対応の対象として、介護保険以外の障害者福祉サービスや保育サービスなども含めることが必要となっています。そのために、このような苦情対応のあり方を検討し、そのためのシステムの整備を図っていきます。

2 第三者評価事業の推進

第三者評価事業は既に、全国各地で試行的に行われており、認知症高齢者グループホームにおいては、厚生労働省により第三者評価が義務化され、本市でも全てのグループホームにおいて実施されているところです。

この第三者評価事業は、福祉サービスを当事者（事業者及び利用者）以外の第三者が評価することにより、サービス事業者が自己の事業運営における具体的な問題点を客観的に把握し、サービスの質の向上を図るための制度です。また、その結果は公表されることにより、利用者の適切なサービスの選択にもつながります。

こうしたことから、介護保険のサービス事業者はもとより、障害者福祉サービス事業者においても、第三者による評価事業への取り組みを働きかけていきます。

3 地域福祉権利擁護事業の普及、成年後見制度の利用促進

今後高齢化の進展で、ひとり暮らし高齢者や高齢者による高齢者の介護、親族が生活の面倒をみることができない認知症高齢者などが増加することが予想されます。また、高齢者だけでなく、精神障害のある人、知的障害のある人の中で、これまで特に親族によってなされてきた身の回りの世話が、親族の高齢化などによって難しくなってくる人たちが多くなっていくことが考えられます。

このように自分の意思で判断することが困難な人たちに対して、地域や施設で金銭や財産管理、サービスの利用に伴う契約の締結など安心して生活ができるように支援することが重要になってきます。

現在、本市においては、本人に一定程度の判断能力がある人たちに対しては、社会福祉協議会が地域福祉権利擁護事業を実施していますが、判断能力が著しく低下して、本事業の対象とならない人たちには、成年後見制度を活用し、後見人等による金銭・財産管理、福祉サービス利用契約の締結や生活支援が必要となります。

今後、親族以外に成年後見人になると考えられる弁護士や司法書士などの団体と協議し、弁護士・司法書士と、福祉サービスなどを含めた生活支援を行う社会福祉士・精神保健福祉士などが連携して成年後見制度の利用を支援するシステムの整備を図ることとします。

そのためにも、当事者団体を通して成年後見制度について周知を図るとともに、さまざまな機会を通してその普及に努めることとします。

第7章 計画の推進に向けて

第1節 市民・事業者・行政の協働による計画の推進

地域福祉計画は、地域住民が安心して健やかに暮らしていくために、地域住民、事業者、行政が協働して取り組む「新しい質の地域社会」を模索し、創り出していく一つの試みです。

当然、新しい質の地域社会の創造においては、行政に求められる役割も変わってきます。さまざまな福祉ニーズに対応できるよう制度化を図り、福祉サービスを提供する責任があるだけにとどまらず、市民や地域の組織が地域福祉の推進に向けて力を発揮できるよう支援し、基盤を整えることへ変わってきています。したがって、行政の組織のあり方、職員の意識改革をおこなうなど、質の変革と向上に取り組むことが求められています。

新しい質の地域社会を創り出していくために、地域住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し協働の視点に立って、本計画を推進していくことが重要です。

第2節 社会福祉協議会との連携による施策の推進

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動者が参加する団体であり、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためにさまざまな事業を行っています。

平成12年の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられました。

本計画の計画目標を達成するためには、地域福祉活動の幅広い市民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

今後、社会福祉協議会との連携を一層深めながら、本計画に基づく各施策を推進していく体制を整備します。

第3節 保健福祉分野別計画の推進

本市の保健福祉に係る個別計画は、対象者別に生活を支えるための施策を計画的に実施することを目的として策定されたものであり、地域福祉を推進するための重要な中身となっています。そのため、個別計画を地域住民の生活を支援する地域福祉の施策として改めて位置づけ、本計画の施策を地域において総合的に推進する上での共通理念として、個別計画においても推進していくものとします。

第4節 計画の進行管理

「延岡市地域福祉懇話会」において、計画の進捗状況の管理、計画の評価と見直しを行います。また、地域福祉推進の取り組みを市民が確認しあう場として「延岡市地域福祉推進大会」等において報告していきます。

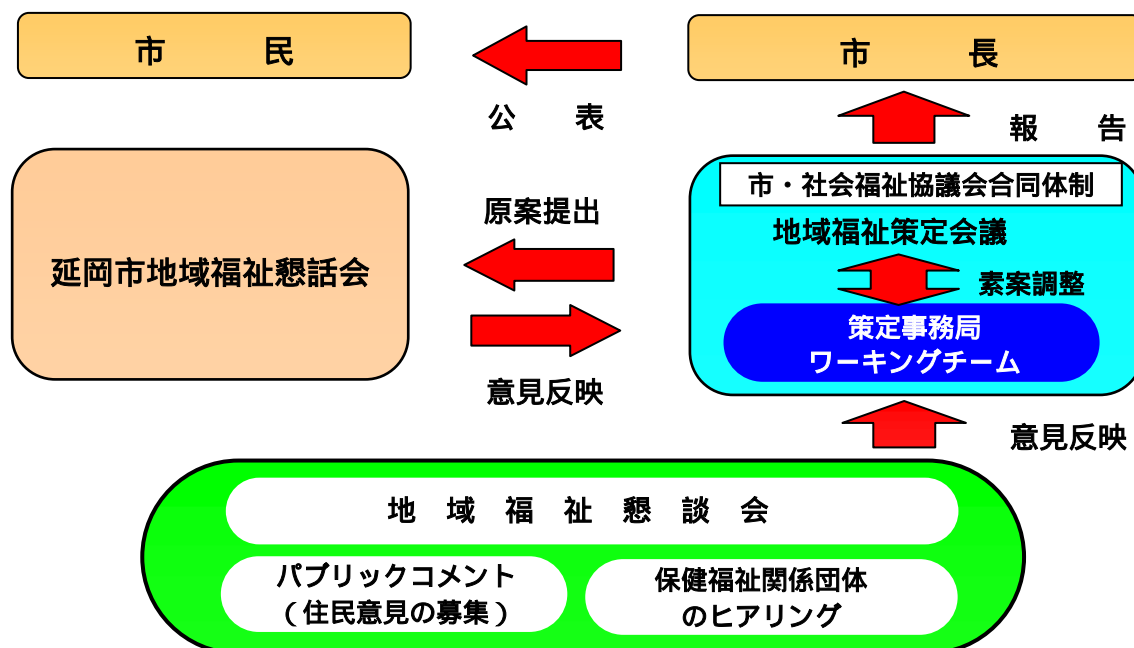


第3回延岡市地域福祉懇話会の様子

資 料

計画の策定体制・策定プロセス

図1 計画策定フロー図



1 「ワーキングチーム」の設置

地域福祉計画策定に向けた作業を進めるにあたっての課題協議や連絡調整等を図ることを目的として、関係セクションによる職種横断的な「延岡市地域福祉計画ワーキングチーム」を社会福祉協議会合同で設置しました。

所管事務

- ・地域福祉計画の内容に関する課題協議と計画素案の作成
- ・地域福祉懇談会への参加、支援等

メンバー構成

福祉保健部各課及び社会福祉協議会各課係長、中堅職員（高齢者対策課 5 名、児童家庭課 4 名、福祉課 2 名、健康管理課 2 名、介護保険課 2 名、社会福祉協議会 3 名 計 18 名）

会議の開催状況

回数	開催日	内容
第1回	平成15年5月23日	地域福祉計画の概要説明
第2回	平成15年7月17日	都城市視察報告
第3回	平成15年8月1日	計画策定における地区社協の役割について
第4回	平成15年8月21日	地区社協の活動状況について、住民参加の手法について
第5回	平成15年9月18日	住民参加の手法について
第6回	平成15年10月24日	地域福祉懇話会の委員構成・設置時期について
第7回	平成15年11月25日	地域福祉懇話会の実施内容について
第8回	平成15年12月15日	第1回目の地域福祉懇話会の進め方について
第9回	平成16年1月22日	KJ法の実技演習
第10回	平成16年4月28日	新メンバーに対する概要説明、KJ法の実技演習
第11回	平成16年6月4日	KJ法の実技演習
第12回	平成16年7月6日	第2回・3回目の地域福祉懇話会の進め方について
第13回	平成16年9月3日	第3回目の地域福祉懇話会の進め方について
第14回	平成17年2月4日	策定経過の説明、今後のスケジュールについて
第15回	平成17年4月22日	計画の骨子について
第16回	平成17年6月23日	計画の骨子・内容について
第17回	平成17年8月17日	計画の内容について
第18回	平成17年11月30日	計画の内容について

2 「地域福祉策定会議」の設置

策定事務局及びワーキングチームにより作成した計画素案について、庁内（社会福祉協議会合同）において内容検討及び調整を行うため「延岡市地域福祉策定会議」を設置しました。委員は、福祉保健部長、高齢者対策課長、児童家庭課長、介護保険課長、健康管理課長、福祉課長、学校教育課長、社会教育課長、企画課長、社会福祉協議会事務局次長、社会福祉協議会地域福祉課長より構成されています。

3 「地域福祉懇話会」の設置

策定事務局から提出された計画原案について、さまざまな角度から意見・提言をいただくため、「延岡市地域福祉懇話会」を設置しました。

延岡市地域福祉懇話会規則

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、延岡市地域福祉計画の策定、変更及び推進に際し、広く意見を反映させるため、延岡市地域福祉懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

市民

社会福祉に関して識見を有する者

社会福祉事業に従事する者

社会福祉に関する活動を行う者

その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉保健部高齢者対策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

延岡市地域福祉懇話会委員名簿

：会長 ：副会長

(順不同・敬称略)

No.	氏 名	所 属 ・ 役 職
1	牧 三郎	市民代表
2	橋山 國昭	市民代表
3	石谷 惇	市民代表
4	甲斐 忠義	市民代表
5	井上 孝徳	九州保健福祉大学 社会福祉学部福祉環境マネジメント学科助教授
6	井上 潤二	特別養護老人ホーム敬寿園 生活相談室長
7	岡田 眞	延岡市岡富在宅介護支援センター ソーシャルワーカー
8	木本 宗雄	延岡市法人立保育園協議会会長
9	一宮 暢	延岡市肢体障害者福祉協会副会長
10	高橋 民弘	延岡市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
11	吉永 清	延岡市民生委員児童委員協議会副会長
12	吉高 一喜	延岡市高齢者クラブ連合会事務局長
13	山口 映子	延岡市ボランティア協会理事兼事務局長
14	岡村 公子	延岡市医師会理事
15	緒方 忠久	延岡市小中学校校長会会長
16	日野 好子	延岡市 PTA 連絡協議会監事

会議の開催状況

回 数	開 催 日	内 容
第 1 回	平成 16 年 3 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉と地域福祉計画策定の考え方について ・ 計画の位置づけについて ・ 策定体制について ・ 策定スケジュールについて
第 2 回	平成 16 年 9 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定に関する取り組み状況について ・ 第 2,3 回恒富南地区地域福祉懇談会の事例紹介(ビデオ) ・ 地域組織、団体の連携の仕組みづくりについて
第 3 回	平成 16 年 12 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉関係団体ヒアリングの実施状況について ・ 子育てサークル等のヒアリングの事例紹介(ビデオ) ・ 地域福祉活動への参加促進と支援について
第 4 回	平成 17 年 12 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延岡市地域福祉計画(案)の内容検討

4 住民参加の取り組み

地域福祉懇談会の実施

地域の日常生活における課題の共通認識と地域福祉の必要性について理解を深めるとともに、その地域福祉の推進に向けて「自分たちでできることはないか」ということについて考え、そして懇談会で得られる福祉課題を計画策定の基礎資料にすることを目的に実施しました。

実施期間

平成 16 年 2 月 ~ 平成 16 年 12 月

実施回数

地区社協（18 地区）を一つの単位として計 49 回実施

参加者数等

延 1,854 人、1,186 課題

実施内容

- ・ 1 回目 ~ 地域福祉と地域福祉計画の概要説明、先進地の事例紹介
- ・ 2 回目 ~ ワークショップ（KJ法）による課題の抽出、集約
- ・ 3 回目 ~ 課題の解決方法についての検討



第 2 回地域福祉懇談会（恒富東地区社協）の様子

保健福祉関係団体ヒアリングの実施

懇談会では、参加層の固定化が見られ障害のある人や児童関連の意見が少なかつたため、その分野を中心とした当事者団体からの意見聴取を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

実施期間

平成 16 年 11 月 ~ 平成 16 年 12 月

実施団体

< 障害関係 >

- ・延岡市肢体障害者福祉協会
- ・延岡市聴覚障害者協会
- ・延岡市視覚障害者福祉協会
- ・延岡市肢体不自由児者父母の会
- ・宮崎県手をつなぐ育成会延岡支部
- ・小規模通所授産施設「カンナ工房」(社会福祉法人藤慶会)

< 児童関係 >

- ・子育てサークル(5サークル)
- ・旭児童館地域活動クラブ
- ・延岡市子育て支援センターおやこの森
- ・東海中学校生徒会

< 福祉サービス提供機関 >

- ・南方居宅介護支援事業所外 23 事業所

< ボランティア関係 >

- ・NPO法人延岡市ボランティア協会に所属するボランティア 27 団体

実施団体数等

65 団体、延 124 人

実施内容

地域福祉と地域福祉計画の概要説明後、各団体ごとにテーマを設定しそのテーマに関する意見をKJ法等の手法を活用し意見を聴取しました。



子育てサークル等のヒアリングの様子



障害者団体のヒアリングの様子

パブリックコメントの実施

市のホームページ及び広報のべおかに「地域福祉計画コーナー」を設け、地域福祉に関する事項について、一般市民の意見を募集し策定過程における市民の意見反映に努めることを目的に、平成16年5月から平成17年1月にかけて実施しました。

地域福祉シンポジウムの開催

「今後の市町村福祉に求められるもの」をテーマに、地域社会を構成する全ての人々を包み込んでいく、住民主体の福祉コミュニティづくりのための方策を市民と一緒に考える場として、延岡市と学校法人高梁学園九州保健福祉大学主催で、地域福祉シンポジウムを平成16年2月13,14日に開催しました。



地域福祉推進大会の開催

延岡市地区社会福祉協議会連絡協議会主催で開催している延岡市地域福祉推進大会(平成17年3月12日開催)を、地域福祉計画策定に向けた市民参加の機会と捉え、地域福祉懇談会で得られた課題についての共有化を図るとともに解決策の実践について啓発を行いました。



延岡市地域福祉計画

発行 延岡市

編集 福祉保健部 高齢者対策課

〒882-8686

宮崎県延岡市東本小路 2-1

T e l 0982-22-7016

F a x 0982-21-0203

ホームページアドレス

<http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/>